

The background is a dark blue gradient with faint, light blue circular patterns and a scale. The scale is a large arc on the left side, with numbers ranging from 140 to 260 in increments of 10. There are also several smaller circles and dashed lines scattered across the background.

# 裁判官から見るデジタル証拠

名古屋地方裁判所民事第3部

判事 西尾太一

## ABOUT ME

名前 西尾 太一

名古屋地方裁判所 交通集中部という名の専門部

趣味 献血(136回)・数学・鯖の飼育

全方向型ハロヲタ

ハロプロエバンジェリスト(自称)

## 現時点での推しメン

グループ名	殿堂入り	メンバー
モーニング娘。24	櫻井梨央	小田さくら 北川莉央
アンジュルム	川村文乃	橋迫鈴
Juice=Juice	段原瑠々	松永里愛 工藤由愛
つばきファクトリー	秋山真緒	新沼希空(卒業発表あり)
BEYOOOOOONDS	里吉うたの	平井美葉 高瀬くるみ

本講演の最重要部分です

OchaNormaはチェック未了



# O YA KU SO KU

- 本講演における発言及びパネルディスカッションにおける発言は、あくまでも、一個人としての見解であり、組織の意見として述べるものではありません。

# デジタル証拠といえば...去年は、こんなのありましたね

エ 当裁判所は、原告車両のドライブレコーダーの映像の音声データの周波数を検討すると、本件事故直前に、被告パトカーのサイレン音と同程度の周波数帯に音声が含まれているかが明らかではないこと、被告が提出したドライブレコーダーの映像のデータを見ると、音声データ部分のバイナリデータが極めて整っており、論理的に音声が入っていない可能性があること、緊急配備を開始し、捜査上の資料を保全し始めなければならないのに録音をしていなかったという点に疑問が残ることを指摘し、被告において、ドライブレコーダーの映像の音声解析を試みることを、捜査上の秘密に関する音声等を秘匿する際の編集過程等で、誤って音声データを消去した可能

とし、原告Bの請求は、国家賠償法1条1項に基づいて、被告に対し、384万8141円及び同額に対する本件事故日である令和2年4月6日から支払済みまで民法所定の年3分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があるから、これを認容し、その余の請求は理由がないから棄却することとし、訴訟費用の負担について民訴法64条本文、61条を適用し、申立てにより、民訴法259条1項を適用し、かつ、職権により条件を付して、原告らの請求のうち、各認容部分について仮執行をすることができることを宣言し、申立てにより、民訴法259条3項を適用して、担保を立てて仮執行を免れることができることを宣言することとし、主文のとおり判決する。

名古屋地方裁判所民事第3部

裁判官 西尾 太一

- 10 -

性がないかを再検討し、合わせて、被告パトカーに搭載されていたドライブレコーダーの型番の特定、マニュアルの提出、愛知県警察本部における



## なお.....

- Xでバズってから、資格が6つ増えています。
  - 危険物取扱者甲種
  - 毒物劇物取扱責任者
  - 工事担任者(総合通信)
  - 第2種電気工事士(第1種は試験合格済)
  - 電気通信主任技術者(伝送交換)
  - 電気通信主任技術者(線路設備)
  - 測量士
  - 簿記2級
  - 司法試験
  - 第3種電気主任技術者
  - 宅地建物取引士
- 中学教諭一種(理科)
- 高等学校教諭一種(理科)
- 応用情報技術者
- 情報処理安全確保支援士
- Bosch CDRアナリスト
- 土地家屋調査士

# 本日の内容

- デジタル証拠に関する民訴法改正と課題
  - デジタル証拠を念頭に置いた真正立証
  - デジタル証拠の特徴～アナログ証拠と何が異なり何が同じなのか～ → 「準文書」メイン
- いわゆる「文書」メイン

# デジタル証拠に関する民訴法改正

- 民訴法第5節の2(電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べ)の新設
- 映像等の送受信による方法による検証

→要するに、書証の規定が少し増えた程度



## 第5節の2はなにか？

- 231条の2: 電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べの内容
  - 記録媒体提出orシステムにアップ
- 231条の3: 書証の規定の準用等

## 電磁的記録に記録された情報の内容??

- 情報の存在それ自体ではなく、**情報の内容**が証拠調べの対象
- 書証の規定に続いて立法されていることから、要するに、デジタル文書の書証調べとして規定されている

# 書証で取り調べられる「文書」とはなにか？

- 文書とは、通常の文字またはこれに代わる特殊な符合によって思想・判断・認識等を紙片その他の有形物に表示したものをいう。

秋山ほか編『コンメンタール民事訴訟法Ⅳ 第2版』（日本評論社、2019）369頁

## 231条の3の準用関係

- 基本的に書証の条文を全部準用
- 準用されていないもの
  - 219条：書証の申出→ペーパー提出がない以上当たり前
  - 228条4項：署名押印の真正推定規定
  - 229条：筆跡等の対照による証明

たったこれだけ！！！！

# 課題

- デジタル化によって発生する「文書」の在り方に関する対応が、条文上全くない
  - 紙のものをpdf化して出す場面ならそれでよいが...
- 電磁的記録に記録された「情報」と「情報の内容」の違いが理論的に整理されているか？
- 私文書の真正立証に関する部分がカット
  - ただし、成立の真正が求められること自体は存続

# デジタル証拠における真正立証～その前提

- デジタル証拠の2分類

- もともとアナログ→基本的には、アナログの議論を用いることになる。いざとなれば、アナログ原本を確認して、従前の書証ルート

- 最初からデジタル

# 最初からデジタルのものとアナログ文書との差異

- 同じ部分
  - 最終的に、判断権者が可読可能な状態のものを読み、その内容を証拠化する点
- 異なる点
  - アナログはonly oneの原本に作成者の思想が乗り、かつ、その段階で可読。
  - デジタルは01の羅列に始まり、アプリケーションを通じて、可読となる。デジタルデータは、01の羅列が全く同じデータをいくらでもコピーできる



# 民訴法143条

- 文書の提出又は送付は、原本、正本又は認証のある謄本でなければならない。

デジタルにおける原本とは??原本概念と併せて、真正概念はどう整理されるのか?

# デジタル証拠におけるバイナリデータの意義

- デジタル証拠については、持ちうる全情報は、バイナリに集約されている。
- バイナリレベルの情報や、そこまでいかずとも、メタデータレベルの情報を見ることで価値が変わるものもあり得る。

## さらに自由心証主義＋形式的証拠力

- 裁判所は、当事者が主張する立証趣旨には拘束されない。
- 当事者が提出した証拠は、当該当事者にとって有利にも不利にも作用し得る。
  - 不意打ちの問題はいったん置く
- しかし、書証については、形式的証拠力がなければならない。

# 自由心証主義の前提としての真正とバイナリの取り扱い

- これまで
  - 真正立証の推定規定としての署名押印
  - 署名押印についての対照→職権で可能と解されている。
- デジタルでは??
  - 電子署名法の適用がない場合、何をヒントにする?
  - バイナリやメタデータの確認は、職権で行い得るか?

私見：釈明処分や民訴法229条の法意から可能と解したい。  
231条の3が準用していないのは、紙という物理的媒体にのみ着目したもの

## 補足的かつ重要な問題点

- 書証の提出方法は、システム提出やメディア提出が予定されているが、おそらく基本はシステム
- システム提出をした場合、当該提出データとシステム上のデータ(裁判所や相手方が見ることができるデータ)の、「デジタルデータとしての」同一性は確保されるのか？
- 提出するデジタルデータにマーキングしろ、などというようになれば、原本性はますます混沌へ

## 補足的かつ重要な問題2

- 仮に職権で、或いは、自由心証主義の範囲内で一定のデジタルデータそのものの検討ができるとして、どこまでが専門的知見となるのか？（不意打ちの観点）
  - 私見：高校レベルは公知の事実（司法試験法において、一般教養科目が問われている以上、このレベルは法曹として前提知識）

## 補足的？？？重要な問題

- 情報と情報の内容の区別とは？？
- アプリケーションを通すことが本質なのか？

## 補足的？？？重要な問題2

- 情報の内容調べは、ほぼ包括的に書証の規定を準用
- 準文書との棲み分けは？特に、従前の、「準文書」における思想性との整合性は？？



# デジタル証拠の特徴～実質的証拠カメイン～

- 多種多量のデータを機械的に取得
- 一見すると高い精度での出力
- なんとなくの信頼感？客観性がある...ように見える？

# デジタル証拠の証明力における留意点

- デバイスがまともに取得できるデータの桁数
- 数字で出された結果の定性的(アナログ的)理解の重要性
  - キワキワを責めない!
- もととなるデータの完全性→デジタルデータの保全

ご静聴ありがとうございました。

